

令和8年度土壤に係る有害物質濃度等の検査仕様書

環境政策局循環型社会推進部
廃棄物指導課
(担当 宮島、濱 222-3957)

1 委託業務名

令和8年度土壤に係る有害物質濃度等の検査

2 検査対象及び検査数

土壤3検体

3 検査方法

検体の採取は受託者で行い、持ち帰った検体について所定の検査項目の分析を行うものとする。

検体採取場所：京都市山科区勸修寺周辺

※ 検体の採取に関する詳細については、本市と協議するものとする。

4 検査項目

- (1) 「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)の別表に掲げる項目(全29項目)
- (2) ダイオキシン類

5 測定方法

- (1) 4(1)の項目について「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)の別表、付表に掲げる測定方法
- (2) 4(2)の項目について「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル」(令和4年3月環境省水・大気環境局土壤環境課)による土壤のダイオキシン類試験

6 検体採取日時

契約の日の翌日から令和9年1月16日の間で1日とし、詳細については、環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課(以下「本市」という。)と協議するものとする。

7 履行期間

契約の日の翌日から令和9年2月28日までとする。

8 報告

報告書については計量証明書を検体採取終了後30日以内に1部提出することとする。

9 委託料の支払

受託者は、前項の報告書提出後、本市の履行確認を受けた後に、委託代金の支払を請求するものとする。

10 検体の処分

測定の完了した検体は報告書提出から3か月間保管すること。

11 その他

- (1) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、本市の指示に従うこととする。
- (2) 本件業務を受託する者は、本測定に必要な設備及び適切な技術者を配置する等、一定の技術レベルを有し、次の条件を全て満たしていること。
 - ア 計量法第107条に規定する登録（事業の区分に「濃度（水又は土壌中の物質の濃度に係る事業）」及び「特定濃度（水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業）」を含むものに限る。）を受けていること。
 - イ 計量法第121条の2に規定する特定計量証明事業者の認定（事業の区分に「水又は土壌中のダイオキシン類」を含むものに限る。）を受けていること。
- (3) (2)ア及びイを証する書類を提出すること。